

総務委員会資料

2 所管事務の調査(報告)

(2)川崎市信用保証協会のシステム改修漏れによる

代位弁済補助金の金額の誤りについて

資料 川崎市信用保証協会のシステム改修漏れによる

代位弁済補助金の金額の誤りについて

経済労働局

令和6年1月25日

川崎市信用保証協会のシステム改修漏れによる 代位弁済補助金の金額の誤りについて

1 本件の概要

令和4年度、市監査委員が市の出資法人である川崎市信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対し財政援助団体等監査を実施し、市が保証協会に交付する信用保証料補助金に関して未返還等の指摘があったことから、市及び保証協会が再発防止に取り組むとともに、このことを契機として、今年度から、市所管課が保証協会と調整し、信用保証料補助金及び代位弁済補助金を対象とした現地調査を実施したところ、代位弁済補助金について、保証協会が制度変更に対応したシステム改修を行っていなかったことから、市が保証協会に交付した代位弁済補助金のうち、20件、約1千万円の過交付が判明しましたので、報告いたします。

なお、市内中小企業者等への影響につきましては、市と保証協会との間での事象のため、市融資制度利用者である市内中小企業者等や、関係する金融機関等への影響はありません。また、国の交付金を活用していないため、国への返還はありません。

2 代位弁済補助金の概要

(1) 交付目的

川崎市内の中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、保証協会の財政支援としての代位弁済補助金を交付することにより、川崎市内の中小企業の振興を図ることを目的とします（川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第2条）。

(2) 算定の仕組み

市融資制度の資金において、保証協会が金融機関に代位弁済した場合に、日本政策金融公庫による保険金や一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、「保証協会連合会」という。）からの損失補償を控除した金額を対象として、一定の割合（概ね30%）を市が保証協会に予算の範囲内で補助することとしています。

【参考：令和4年度の実績】

- 代位弁済の件数及び金額（市融資制度分） 143件 約20億7千万円（2,066,662,153円）
- 代位弁済補助金の件数及び金額 143件 約6千万円（58,837,698円）

3 過交付判明の経緯等

(1) 過交付判明の経緯

令和4年度に市監査委員が実施した財政援助団体等監査の指摘を契機として、今年度、経済労働局金融課は、信用保証料補助金及び代位弁済補助金について、市への申請時に提出される根拠資料（補助金の計算に必要な代位弁済額や各種項目の数値を記載した明細書）が適正であることを確認するため、交付要領第14条に基づき、明細書に記載されている個々の数値の根拠の確認等を行うため、保証協会と調整し現地調査を実施しました。その際に市が代位弁済補助金について疑義を指摘し、保証協会が調査を開始したところ、過交付が判明しました。

- 令和5年11月21日（火） 信用保証料補助金の調査を実施
- 11月29日（水） 信用保証料補助金及び代位弁済補助金の調査を実施
- 12月14日（木） 信用保証料補助金及び代位弁済補助金について調査ヒアリングを実施
⇒ヒアリング中に市が代位弁済補助金について疑義を指摘、保証協会が詳細調査を開始
- 12月15日（金） 保証協会から経過報告
- 12月28日（木） 保証協会から市に調査結果報告の送付
- 令和6年1月11日（木） 保証協会から市に調査結果と再発防止策の説明

(2) 過交付の件数及び金額

計 20 件 10,344,853円

【年度別内訳】

令和3年度 3件 1,175,297円

令和4年度 8件 4,396,427円

令和5年度 9件 4,773,129円

4 過交付の原因

保証協会連合会が損失補償割合の変更を行った際に、保証協会が補助金申請用に構築した専用システムの改修を行っていなかった（※）ことによるものです。

令和2年に本件の損失補償割合の変更があった際に、制度の変更を把握しシステムを改修する部署内において、認識不足から改修を要することを見過ごし、また、根拠資料である明細書を確認する別の部署内においても、システムから出力される損失補償割合のチェックを行うこととしていなかったため、誤りを発見することができませんでした。その結果、保証協会は、誤った金額で出力された根拠資料に基づき市に代位弁済補助金の交付申請をし、市からの過交付が発生しました。

※保証協会連合会は、新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証制度の発動の期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日）に限り、それまで損失補償対象外となっていた一部の制度について、損失補償の対象としました。その変更に伴い、保証協会連合会は、令和2年9月10日付け文書（適用は令和2年2月1日遡及）にて保証協会あてに通知しましたが、保証協会は、専用システムの損失補償割合を変更する改修を行っていませんでした。

5 補助金の交付申請方法及び市の審査方法について

保証協会は市に、補助金の計算に必要な代位弁済額や各種項目の数値を記載した明細書を根拠資料として提出します。市は、対象となる資金であることと補助率を確認するとともに、明細書の数値を元に補助金額を検算し、交付決定及び確定を行います。

6 補助金の返還

市は保証協会に対し、速やかに過交付分全額（10,344,853円）の返還を求めます。なお、保証協会による専用システムは既に改修を終えており、当該案件を含め、損失補償割合が適正に反映されていることを確認しております。

7 再発防止策

保証協会は、補助金申請に関する制度変更があった場合には、専用システム改修の要否や改修内容、改修結果を部署内で確認する方法を見直すとともに、根拠資料を確認する別の部署と制度変更の情報を共有して相互にチェックします。また、交付申請前の根拠資料確認段階においても、制度内容が反映されているか関係部署間で相互チェックを行う運用に変更することとしました。

市は運用変更について確認及び指導を行うとともに、市への申請時に提出される根拠資料が適正であることを確認するため、引き続き次年度以降も現地調査を実施してまいります。